

高第124号
令和2年4月22日

各指定地域密着型サービス事業所管理者様

横手市高齢ふれあい課長

運営推進会議の開催について（通知）

日頃より、本市介護保険事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、地域密着型サービス事業所に義務付けられております標記会議について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間、次のとおりとしますので通知いたします。

なお、この取り扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

《内 容》

- ① 出席予定者に文書による情報提供・報告等を行った場合は、当面の間、開催されたものとして取り扱います。ただし、このような措置を行った経過等を事業所内にて記録を残すようお願いします。
- ② 認知症対応型共同生活介護事業所において、①の取扱いにより開催した場合は、「秋田県地域密着型サービス外部評価実施基準（平成16年9月15日）」第3条第2項第2号に係る開催であることとみなします。
- ③ ①の取扱いについては、事業所の判断で開催することを一律に妨げるものではなく、開催する場合においては十分に感染防止対策を講じるようお願いします。

《問い合わせ先》

横手市市民福祉部高齢ふれあい課
介護保険係 佐々木（信）・佐々木（幹）
TEL0182-35-2134 FAX0182-32-9709